

(水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、HACCP認定審査官、HACCP認定施設監視専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官)

第五百三十四条 加工流通課に、水産物貿易対策室並びに水産加工専門官一人、水産流通指導官一人、HACCP認定審査官二人、HACCP認定施設監視専門官二人、水産物貿易交渉官一人及び輸出証明指導官一人を置く。

255 (略)

6 HACCP認定審査官は、命を受けて、欧州連合がその加盟国への水産物の輸入につき要求している衛生管理の基準を満たす水産物加工施設の認定(次項において「HACCP認定」という。)の審査に関する事務を行う。

7 HACCP認定施設監視専門官は、命を受けて、HACCP認定を受けた水産物加工施設の検査及び指導に関する事務を行う。

8 (略)

9 輸出証明指導官は、水産物の輸入に関し証明を求める制度を有する国又は地域への水産物の輸出に係る証明に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

附則

158 (略)

9 第二条第一項の原子力災害対策専門官、第十五条第一項の検査官のうち一人、第十八条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第二十四条第一項の消費税転嫁対策官、

○経済産業省令第七十八号

情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第七條及び第九條第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

平成二十九年九月二十九日

情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、HACCP認定審査官、HACCP認定施設監視専門官及び水産物貿易交渉官)

第五百三十四条 加工流通課に、水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、HACCP認定審査官、HACCP認定施設監視専門官及び水産物貿易交渉官それぞれ一人を置く。

255 (略)

6 HACCP認定審査官は、欧州連合がその加盟国への水産物の輸入につき要求している衛生管理の基準を満たす水産物加工施設の認定(次項において「HACCP認定」という。)の審査に関する事務を行う。

7 HACCP認定施設監視専門官は、HACCP認定を受けた水産物加工施設の検査及び指導に関する事務を行う。

8 (略)

(新設)

9 第二条第一項の原子力災害対策専門官、第十五条第一項の検査官のうち一人、第十八条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第二十四条第一項の消費税転嫁対策官、

附則

158 (略)

9 第二条第一項の原子力災害対策専門官、第十五条第一項の検査官のうち一人、第十八条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第二十四条第一項の消費税転嫁対策官、

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

附則

第二十六条第一項の海外輸入規制対策専門官のうち一人、第三十八条第一項の生産専門官のうち一人、第四十六条第一項の消費税転嫁対策官、第六十条第一項の企画官のうち一人、東北農政局及び関東農政局に置かれる第六十条第一項の企画官のうちそれぞれ一人、第九十九条第二項の福島復興復興対策官、第二百三十三条第三項の農村復興指導官、第二百三十八条第四項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百三十一条第一項の災害対策室、第三百八十七条第一項の消費税転嫁対策官、第三百八十八条第一項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官及び災害対策調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十三条第一項の消費税転嫁対策官、第五百三十四条第一項の輸出証明指導官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十二条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち一人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

第二十六条第一項の海外輸入規制対策専門官のうち一人、第三十八条第一項の生産専門官のうち一人、第四十六条第一項の消費税転嫁対策官、第六十条第一項の企画官のうち一人、東北農政局及び関東農政局に置かれる第六十条第一項の企画官のうちそれぞれ一人、第九十九条第二項の福島復興復興対策官、第二百三十三条第三項の農村復興指導官、第二百三十八条第四項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百三十一条第一項の災害対策室、第三百八十七条第一項の消費税転嫁対策官、第三百八十八条第一項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官及び災害対策調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十三条第一項の消費税転嫁対策官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十二条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち一人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

経済産業大臣 世耕 弘成

改正後

(情報処理安全確保支援士の資格)
第一条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。)第七条の経済産業省令で定めるものは、次の各号に定める者とする。

一 サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事し、又は従事していた者であつて、経済産業大臣の定めるところにより、経済産業大臣が認定した者

二 法第九条第二項の規定に基づき情報処理安全確保支援士試験(以下「支援士試験」という。)の全部を免除した者
(試験の科目等)

第二条 支援士試験の科目は、次のとおりとする。

一 一三 [略]
二 二三 [略]

(情報処理安全確保支援士試験の免除)

第三条 法第九条第二項の経済産業省令で定める支援士試験の全部を免除する資格を有する者は、独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)が行うサイバーセキュリティ対策に資する知識及び技能の講習であつて、前条第一項各号に規定する科目の合格に必要な知識及び能力を習得できるものとして経済産業大臣が指定したものを修了した者(修了した日の翌日から起算して一年以内に第三項又は第四項の申請をする場合に限る。)とする。

2 法第九条第二項の経済産業省令で定める支援士試験の一部を免除する資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、それぞれ当該各号に掲げる科目を免除する。

一 支援士試験に合格した者(当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。) 前条第一項第一号に規定する科目

二 支援士試験を受験した者であつて、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通の知識において経済産業大臣の定める基準に達する成績を得た者(当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。) 前条第一項第一号に規定する科目

三 第三十七条第一項別表に定めるITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験及びシステム監査技術者試験(以下「高度試験」という。)並びに応用情報技術者試験のいずれか一の試験に合格した者(当該試験に係る第三十九条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。) 前条第一項第一号に規定する科目

四 高度試験のいずれか一の試験を受験した者であつて、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通の知識において経済産業大臣が定める基準に達する成績を得た者(当該試験に係る第三十九条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。) 前条第一項第一号に規定する科目

改正前

(情報処理安全確保支援士の資格)
第一条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。)第七条の経済産業省令で定めるものは、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事し、又は従事していた者であつて、経済産業大臣の定めるところにより、経済産業大臣が認定した者とする。

〔新設〕

〔新設〕

(試験の科目等)

第二条 情報処理安全確保支援士試験(以下「支援士試験」という。)の科目は、次のとおりとする。

一 一三 [略]
二 二三 [略]

〔新設〕

第三条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる試験を免除する。

一 支援士試験に合格した者(当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。) 情報処理システムに係る業務に関する共通の知識について行う試験

二 支援士試験を受験した者であつて、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通の知識において経済産業大臣の定める基準に達する成績を得た者(当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。) 情報処理システムに係る業務に関する共通の知識について行う試験

三 第三十七条第一項の規定によるITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験及びシステム監査技術者試験(以下「高度試験」という。)並びに応用情報技術者試験のいずれか一の試験に合格した者(当該試験に係る第四十一条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。) 情報処理システムに係る業務に関する共通の知識について行う試験

四 高度試験のいずれか一の試験を受験した者であつて、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通の知識において経済産業大臣が定める基準に達する成績を得た者(当該試験に係る第四十一条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に支援士試験を受ける場合に限る。) 情報処理システムに係る業務に関する共通の知識について行う試験

五 前各号に掲げる者のほか、第二条各号に掲げる試験の科目に応じ情報処理安全確保支援士として必要な知識及び技能の一部を有する者として経済産業大臣が定める者 経済産業大臣が定める科目

3 法第九条第二項の免除（機構が支援士試験の実施に関する事務（以下「支援士試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、前二項に規定する資格を有することを証する書類を添えて、経済産業大臣に申請しなければならない。

4 機構が支援士試験事務を行う支援士試験の免除を受けようとする者は、機構が定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

（試験の回数等）

第四条 〔略〕

2 経済産業大臣（機構が支援士試験事務を行う場合にあつては、機構）は、前項のほか、支援士試験の適切な実施の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（受験手数料等の納付）

第十四条 法第十三条第一項に規定する受験手数料は、国に納付する場合にあつては第七条第一項に規定する受験願書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることににより、機構に納付する場合にあつては支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2 第十条第二項に規定する交付手数料は、国に納付する場合にあつては第十条第一項に規定する申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることににより、機構に納付する場合にあつては支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3 〔略〕

（登録事項等）

第十七条 〔略〕

一 〔略〕

二 支援士試験に合格した年月日（支援士試験に合格した者と同等以上の能力を有すると認められる者で、第一条各号に定める者にあつては、支援士となる資格を取得した年月日）

2 〔略〕

（登録事項の変更の手数料等の納付）

第二十二條 法第二十一条に規定する手数料は、国に納付する場合にあつては第二十条に規定する届出書又は前条第一項に規定する申請書にそれぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることににより、機構に納付する場合にあつては登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2・3 〔略〕

（情報処理技術者試験の一部免除）

第三十八條 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる科目を免除する。

一 支援士試験に合格した者（当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に高度試験を受ける場合に限る。） 前条第一項別表の高度試験の区分のうち第一号に規定する科目

五 その他経済産業大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有する者と認定する者 経済産業大臣が定める科目について行う試験

〔新設〕

〔試験の回数等〕

第四条 〔略〕

2 経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が支援士試験の実施に関する事務（以下「支援士試験事務」という。）を行う場合にあつては、機構）は、前項のほか、支援士試験の適切な実施の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（受験手数料等の納付）

第十四条 法第十三条第一項に規定する受験手数料は、国に納付する場合にあつては第七条第一項に規定する受験願書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることににより、機構に納付する場合にあつては支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2 第十条第二項に規定する交付手数料は、国に納付する場合にあつては第十条第一項に規定する申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることににより、機構に納付する場合にあつては支援士試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3 〔略〕

（登録事項等）

第十七条 〔略〕

一 〔略〕

二 支援士試験に合格した年月日

2 〔略〕

（登録事項の変更の手数料等の納付）

第二十二條 法第二十一条に規定する手数料は、国に納付する場合にあつては第二十条に規定する届出書又は前条第一項に規定する申請書にそれぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることににより、機構に納付する場合にあつては登録事務規程で定めるところにより納付なければならない。

2・3 〔略〕

（試験の免除等）

第三十八條 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる試験を免除する。

一 支援士試験に合格した者（当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に高度試験を受ける場合に限る。） 情報処理システムに係る業務に関する共通の知識について行う試験

- 二 支援士試験を受験した者であつて、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通の知識において経済産業大臣が定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に高度試験を受ける場合に限る。） 前条第一項別表の高度試験の区分のうち第一号に規定する科目
- 三 応用情報技術者試験に合格した者（当該試験に係る第三十九条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に高度試験を受ける場合に限る。） 前条第一項別表の高度試験の区分のうち、第一号に規定する科目
- 四 高度試験のいずれか一の試験に合格した者（当該試験に係る第三十九条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に高度試験を受ける場合に限る。） 前条第一項別表の高度試験の区分のうち第一号に規定する科目
- 五 高度試験のいずれか一の試験を受験した者であつて、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通の知識において経済産業大臣の定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第三十九条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に高度試験を受ける場合に限る。） 前条第一項別表の高度試験の区分のうち第一号に規定する科目
- 六 前各号に掲げる者のほか、前条第一項別表に掲げる試験の区分及び科目に応じ情報処理に関する必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める 経済産業大臣が定める科目

〔削る〕

- 二 支援士試験を受験した者であつて、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通の知識において経済産業大臣が定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に高度試験を受ける場合に限る。） 情報処理システムに係る業務に関する共通の知識について行う試験
- 三 応用情報技術者試験に合格した者（当該試験に係る第四十一条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に高度試験を受ける場合に限る。） 情報処理システムに係る業務に関する共通の知識について行う試験
- 四 高度試験のいずれか一の試験に合格した者（当該試験に係る第四十一条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に高度試験を受ける場合に限る。） 情報処理システムに係る業務に関する共通の知識について行う試験
- 五 高度試験のいずれか一の試験を受験した者であつて、当該試験の情報処理システムに係る業務に関する共通の知識において経済産業大臣の定める基準に達する成績を得た者（当該試験に係る第四十一条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から二年以内に高度試験を受ける場合に限る。） 情報処理システムに係る業務に関する共通の知識について行う試験
- 六 情報処理技術者の効果的な育成を図るために開設された講座（以下本条において「講座」という。）であつて次に掲げる事項のいずれにも該当するもののうち、当該講座の修了により基本情報技術者試験に係る情報処理システムに係る業務に関する共通の基礎知識並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通の基礎知識を習得することができるものとして経済産業大臣（機構が法第二十九条第二項の規定により情報処理技術者試験の実施に関する事務（以下「技術者試験事務」という。）を行う場合にあつては、機構。以下この号イを除く。）及び次条において同じ。）の認定を受けたもの（以下「認定講座」という。）を受講した者（当該認定講座の修了認定を受けた日から一年以内に基本情報技術者試験を受ける場合に限る。）情報処理システムに係る業務に関する共通の基礎知識並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通の基礎知識について行う試験
- イ 当該講座の履修計画が、経済産業大臣が定める基本情報技術者試験に係る履修項目に応じたものであること
- ロ 当該講座の修了認定の基準（当該基準に民間資格の取得を含む場合にあつては、当該民間資格を取得するための試験について経済産業大臣が告示で定めるものに限る。以下同じ。）が適切に定められていること
- ハ 当該講座の修了認定に係る試験（以下「修了試験」という。）が、経済産業大臣が提供する基本情報技術者試験に係る問題又は情報処理システムに係る業務に関する共通の基礎知識並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通の基礎知識を修了したかどうかを判定するために経済産業大臣が告示で適切であると認めた問題によって実施されるものであること
- ニ 当該講座の適正な運営及び当該講座の修了認定の公正な実施のための体制が整備されていること
- ホ 当該講座を開設する者が、次条第八項及び第九項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと

削る

(経済産業大臣の認定等)
第三十九条 その開設した講座について前条第六号の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、様式第十の申請書に次に掲げる事項を記載した書類及び講義に使用する教材を添えて、経済産業大臣に申請しなければならない。ただし、認定申請者が同一の履修計画、教材、修了認定の基準及び修了試験の実施方法に基づいて実施される複数の講座(以下「実施講座」という。)を開設する場合は、実施講座を一括して経済産業大臣に申請することができる。

一 履修計画(履修項目ごとの履修時間及び使用する教材を含む。)
二 修了認定の基準
三 修了試験の実施方法
四 講座開設地、講座開設時期、受講対象者及び受講条件
五 講座の運営体制及び修了認定の実施体制
六 前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

2 経済産業大臣は、前条第六号の認定を行ったときは、当該認定を行った年月日、当該認定講座に係る認定申請者(以下「認定講座開設者」という。)の氏名(法人にあつてはその名称)及び住所並びに当該認定講座の名称及び開設地を公表するものとする。

3 第一項の規定による申請を行うおとす認定申請者は、認定審査手数料として三万五千円を国に納付しなければならない。

4 前条第六号の認定の有効期間は、当該認定を受けた日から二年とする。

5 認定講座開設者は、認定講座の修了試験を実施しようとするときは、当該修了試験に係る問題提供料として修了試験一回当たり受験者一人につき二千円を国に納付しなければならない。

6 認定講座開設者は、認定講座を受けた者について当該認定講座の修了認定を行ったときは、遅滞なく、当該修了認定を行った年月日並びに当該修了認定を受けた者の氏名、生年月日及び修了試験の成績を経済産業大臣に通知しなければならない。

7 認定講座開設者は、認定講座(実施講座について一括して認定を受けている場合は、当該実施講座のいずれか)について、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業大臣が別に定める軽微な変更については、この限りではない。

8 経済産業大臣は、認定講座開設者が前項の規定に違反したときは、同項の変更に係る認定講座の認定を取り消すことができる。

9 経済産業大臣は、認定講座が前条第六号イからホまでのいずれかに該当しないこととなつたときは、前条第六号の認定を取り消すものとする。

10 経済産業大臣は、認定講座の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定講座開設者の同意を得て、認定講座の実施状況について調査することができる。

(認定審査手数料等の納付)

第四十条 前条第三項に規定する認定審査手数料は、国に納付する場合にあつては第三十九条第一項に規定する申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることににより、機構に納付する場合にあつては技術者試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

2 前条第五項に規定する問題提供料は、国に納付する場合にあつては収入印紙により、機構に納付する場合にあつては技術者試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3 前二項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

削る

(準用)

第三十九条 第四条から第十六条までの規定は、情報処理技術者試験について準用する。この場合において、これら規定中「支援士試験」とあるのは「技術者試験」と、「支援士試験事務」とあるのは「技術者試験事務」と、「支援士試験事務規程」とあるのは「技術者試験事務規程」と、第五條中「法第十一条第一項」とあるのは「法第二十九條第三項により読み替えられた法第十一条第一項」と、第六條中「法第十一条第二項」とあるのは「法第二十九條第三項により読み替えられた法第十一条第二項」と、第七條中「様式第一」とあるのは「様式第十一」と、第八條中「様式第二」とあるのは「様式第十二」と、第十條中「様式第三」とあるのは「様式第十三」と、第十一條中「法第十二條第三項」とあるのは「法第二十九條第三項により読み替えられた法第十二條第三項」と、第十二條中「法第十二條第二項」と、第十三條中「様式第五」とあるのは「様式第十四」と、第十四條中「法第十三條第一項」とあるのは「法第二十九條第三項により読み替えられた法第十三條第一項」と読み替えるものとする。

第四十條～第四十一條 [略]
様式第七 (第19條関係)

情報処理安全確保支援士登録証

氏名 _____ 年 月 日生

登録番号 _____

登録年月日 _____

試験合格年月日 _____

情報処理の促進に関する法律第15條の規定により登録したことを証する

年 月 日

経済産業大臣 印

独立行政法人情報処理推進機構

備考 情報処理安全確保支援士試験に合格した者と同等以上の能力を有すると認められる者で、情報処理の促進に関する法律施行規則第1條各号に定める者については、「試験合格年月日」とあるのは「資格取得年月日」と読み替えるものとする。

様式第十 (第39條関係) 削除

(準用)

第四十一條 第四条から第十六条までの規定は、情報処理技術者試験について準用する。この場合において、これら規定中「支援士試験」とあるのは「技術者試験」と、「支援士試験事務」とあるのは「技術者試験事務」と、「支援士試験事務規程」とあるのは「技術者試験事務規程」と、第五條中「法第十一条第一項」とあるのは「法第二十九條第三項により読み替えられた法第十一条第一項」と、第六條中「法第十一条第二項」とあるのは「法第二十九條第三項により読み替えられた法第十一条第二項」と、第七條中「様式第一」とあるのは「様式第十一」と、第八條中「様式第二」とあるのは「様式第十二」と、第十條中「様式第三」とあるのは「様式第十三」と、第十一條中「法第十二條第三項」とあるのは「法第二十九條第三項により読み替えられた法第十二條第三項」と、第十二條中「法第十二條第二項」と、第十三條中「様式第五」とあるのは「様式第十五」と、第十四條中「法第十三條第一項」とあるのは「法第二十九條第三項により読み替えられた法第十三條第一項」と読み替えるものとする。

第四十二條～第四十三條 [略]
様式第七 (第19條関係)

情報処理安全確保支援士登録証

氏名 _____ 年 月 日生

登録番号 _____

登録年月日 _____

試験合格年月日 _____

情報処理の促進に関する法律第15條の規定により登録したことを証する

年 月 日

経済産業大臣 印

独立行政法人情報処理推進機構

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第十 (第39條関係)

受理年月日	
認定年月日	

収入印紙
(収入印紙は消印しないこと)

基本情報技術者試験
免除対象科目履修講座認定申請書

経済産業大臣 殿

独立行政法人情報処理推進機構

認定申請者名 (法人にあっては名称及び代表者名) _____

認定申請者住所 _____

連絡先 (電話番号、担当者名) _____

年 月 日

様式第10～13

[略]

様式第14 (第39条関係)

情報処理技術者試験結果報告書		年	月	日
経済産業大臣 殿	独立行政法人情報処理推進機構 代表者の氏名	印		
情報処理の促進に関する法律施行規則第39条において準用する第13条の規定により次のとおり報告します。				
試験の区分				
実施年月日				
申込者数				
受験者数				
合格候補者数				
備考 経済産業大臣が技術者試験事務を行う場合には、用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。				

備考 表中の「」は注記がある。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(講座認定者等に関する経過措置)

第二条 この省令による改正前の情報処理の促進に関する法律施行規則（以下本条及び次条において「旧規則」という。）第三十八条第六号の規定に基づき経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構）の下、本条において「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律第二十九条第二項の規定により情報処理技術者試験の実施に関する事務を行う場合にあつては、機構の認定を受けた者は、この省令による改正後の情報処理の促進に関する法律施行規則（以下次条において「新規則」という。）第三十八条第六号の認定を受けたものとみなす。この場合において、当該認定に係る旧規則第三十九条第四項に規定する有効期間については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現になされていゝる旧規則第三十八条第六号の規定に基づき申請については、新規則第三十八条第六号の規定に基づき申請とみなす。

第四条 弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）の一部を次のとおり改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を次のように改める。

基本情報技術者試験免除対象科目履修講座の認定を受けたいので、情報処理の促進に関する法律施行規則第39条第1項の規定に基づき、申請します。

備考 1. 経済産業大臣が技術者試験事務を行う場合には、用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。

機構が技術者試験事務を行う場合には、機構の定める大きさとする。

2. 機構に提出する場合には、機構の定める方法により認定審査手数料を納付し、収入印紙は貼付しないこと。

様式第11～14

[略]

様式第15 (第41条関係)

情報処理技術者試験結果報告書		年	月	日
経済産業大臣 殿	独立行政法人情報処理推進機構 代表者の氏名	印		
情報処理の促進に関する法律施行規則第41条において準用する第13条の規定により次のとおり報告します。				
試験の区分				
実施年月日				
申込者数				
受験者数				
合格候補者数				
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。				